

〔別 紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 社会医療法人社団 三草会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (■出資持分なし ☐出資持分あり)
- ② ☒ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☐ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 北海道札幌市東区本町2条4丁目8番20号
- (3) 設立認可年月日 平成5年3月9日
- (4) 設立登記年月日 平成5年3月9日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	石 橋 輝 雄	
副理事長	木 村 敏 信	社会医療法人社団三草会 クラーク病院管理者
専務理事	中 野 慎 也	
理 事	水 野 晃	
同	藤 枝 俊 儀	社会医療法人社団三草会 千歳桂病院管理者
同	島 村 佳 一	社会医療法人社団三草会 介護老人保健施設もえれパークサイド管理者
同	長 谷 一 絵	社会医療法人社団三草会 介護老人保健施設りらく管理者
同	下 村 晴 信	社会医療法人社団三草会 クラークウェルネスクリニック管理者
同	林 正 司	
同	鴻 沼 忠 明	
同	小 西 弘 和	
同	五 十 嵐 智 嘉 子	
監 事	鎌 田 昌 市	
監 事	廣 畑 民 雄	
監 事	堀 澤 純 一	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載なくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	千歳桂病院	北海道千歳市蘭越97番地の2	精神病床 248床
病院	クラーク病院	北海道札幌市東区本町2条4丁目 8番20号	一般病床 225床
介護老人 保健施設	もえれパークサイド	北海道札幌市東区中沼町 105番地43	入所定員 100名 通所定員 70名
介護老人 保健施設	りらく	北海道河西郡芽室町東芽室南2線 16番地2	入所定員 100名 通所定員 80名
診療所	クラークウェルネスクリニック	北海道札幌市中央区大通西16丁目1-15 メディカルビルスリー・エム2階	無床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

別紙添付しています。

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

職業紹介事業

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

2024年 5月30日 第1号議案 2023年度決算について

第2号議案 千歳桂病院の事業譲渡に関して隣地域ヘルスケア連携基盤との基本合意締結を承認することについて

2025年 3月27日 第1号議案 2025年度予算及び事業計画承認について

第2号議案 梶原昌治氏の理事選任について

- 注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

- (7) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーション アシスト	北海道札幌市東区本町二条四丁目8番20号	
モエレケアマネセンター	北海道札幌市東区中沼町105番43	
ケアマネセンターりらく	北海道河西郡芽室町東芽室南2線16番12	
クラーク在宅支援相談センター	北海道札幌市東区本町二条四丁目8番20号	
訪問看護ステーションりらく	北海道河西郡芽室町東芽室南2線16番12	
三草会札幌看護専門学校	北海道札幌市東区北36条東1丁目4番12号	

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人社団 三草会
理事長 石橋 輝雄 殿

私たちは、社会医療法人社団三草会の令和6年会計年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実はありません。

令和7年5月29日
社会医療法人社団三草会

監事 鎌田 昌市

鎌田 昌市

監事 廣畑 民雄

廣畑 民雄

監事 堀澤 純一

堀澤 純一